

資 料 一 覧

| | | |
|------|--|----|
| 資料 1 | 愛知県幼児教育研究協議会開催要綱 | 1 |
| 資料 2 | 愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領 | 2 |
| 資料 3 | 令和 4 年度 愛知県幼児教育研究協議会委員名簿 | 3 |
| 資料 4 | 愛知県幼児教育研究協議会のあゆみ | 4 |
| 資料 5 | 令和 4 ・ 5 年度愛知県幼児教育研究協議会協議題 | 5 |
| 資料 6 | 幼稚園教育要領解説等 | 6 |
| 資料 7 | 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会における審議経過報告（R4. 3. 31）抜粋 | 7 |
| 資料 8 | 幼児期において育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 | 8 |
| 資料 9 | 令和 4 年度第 1 回愛知県幼児教育研究協議会協議内容 | 9 |
| 資料10 | 専門部会委員名簿 | 10 |
| 資料11 | 令和 4 年度愛知県幼児教育研究協議会開催計画 | 11 |

愛知県幼児教育研究協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 本県幼児教育に関する諸問題について研究協議するため、愛知県幼児教育研究協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(研究協議事項)

第2条 幼児教育に関する基本的事項並びに当面する諸問題について研究協議する。

2 協議題については、今日的課題を踏まえて、県教育委員会が提起する。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者・一般有識者
- (2) 市町村関係者
- (3) 幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 県関係者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、協議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、県教育委員会教育長が招集する。

(専門部会)

第6条 協議会に専門の事項を調査・研究するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、専門委員をもって構成する。

3 専門部会に部会長を置く。

4 部会長は、専門委員のうちから互選する。

5 専門部会は、県教育委員会教育長が招集する。

(意見聴取)

第7条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。

(会議録)

第9条 協議会は、会議を開いたときは会議録を作成するものとする。

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、県教育委員会学習教育部義務教育課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が定める。

附 則

この要綱は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

愛知県幼児教育研究協議会の傍聴に関する要領

- 1 傍聴人の決定
会議の傍聴人は、会長が決定する。
- 2 傍聴人の人数
会議における傍聴人の定員は、10人とする。
- 3 傍聴申込み
傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、会長に申し込むものとする。なお、傍聴の申込みは、会議開催当日、開会予定時刻の30分前から、会場の受付にて開始し、会議の開始の10分前に締め切る。
- 4 定員を超えた場合の取扱い
締め切り時に、傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。
- 5 会議資料の配付等
 - (1) 傍聴人には、当日、会議資料又はその概要を交付する。
 - (2) 傍聴人は、会議開会予定時刻までに入室し、本要領を遵守するものとする。
- 6 傍聴席に入ることができない者
次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができないものとする。
 - (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可をした場合は、この限りではない。
 - (4) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
 - (5) カメラ、ビデオカメラ、ICレコーダー、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (6) その他、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。
- 7 傍聴人の守るべき事項
傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。
 - (1) みだりに席を離れないこと。
 - (2) 帽子、外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会長が許可した場合は、この限りではない。
 - (3) 携帯電話及びスマートフォン等については、使用できないように電源を切るか、マナーモードにしておくこと。
 - (4) 飲食しないこと。ただし、健康管理等のための水分補給等はこの限りではない。また、飲食禁止の会議室等の場合、水分補給等のための一時退室は認める。
 - (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
 - (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
 - (7) 私話し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
 - (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。
- 8 写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止
傍聴人は、議事に対する協議等の開始以後においては、傍聴席で写真やビデオ撮影をし、又は機器等を用いて録音してはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 9 会長の指示
会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。
- 10 施行年月日
この要領は、平成31年2月1日から施行する。

令和4年度愛知県幼児教育研究協議会委員名簿

(敬称略)

| 選任区分 | 氏名 | 職名 |
|---------------------------|-----------|---------------------------------------|
| 学識経験者 ・ 一般有識者 | 津金美智子 | 名古屋学芸大学教授 |
| | 鈴木 照美 | 椋山女学園大学講師 |
| 市町村 関係者 | 宮島 年夫 | 大府市教育委員会教育長 |
| | 笹口 真 | 名古屋市教育委員会指導部指導室長 |
| | 永井 悦子 | 名古屋市子ども青少年局保育部主幹 |
| | 板倉 宏幸 | 高浜市こども未来部こども育成グループグループリーダー |
| 幼稚園 保育所 及び学校 関係者 | 竹内 由紀 | 愛知県国公立幼稚園・こども園長会長 (半田市立成岩幼稚園長) |
| | 水越 省三 | 愛知県私立幼稚園連盟副会長 (葵名和幼稚園長) |
| | 伊東 世光 | 愛知県社会福祉協議会保育部会部会長 (名古屋市 天使保育園長) |
| | 宇都宮美智子 | 名古屋民間保育園連盟副会長 (名古屋市 中村保育園長) |
| | 山本 武志 | 豊橋市立八町小学校長 |
| P T A 関係者 | 榊原 智寛 | 愛知県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会会長 (名古屋市立第一幼稚園) |
| | ※6月以降就任予定 | 愛知県私立幼稚園PTA連合協議会会長 (R4.6総会後に委員就任予定) |
| | 杉浦 芙実 | 一宮市立大和北保育園保護者の会会長 |
| 県関係者 | 横井 純 | 愛知県福祉局子育て支援課長 |
| | 藤井 徹 | 愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長 |

事務局名簿

| | 氏名 | 職名 | | |
|-------------|-------|---------------------|------------------------|-------------------------------|
| 事 務 局 | 栗木 晴久 | 愛知県教育委員会学習教育部 部長 | 名古屋市中区 三の丸 3-1-2 | (052) 954-6799 (ダイヤルイン) |
| | 水谷 政名 | 愛知県教育委員会義務教育課 課長 | | |
| | 井手 史朗 | 愛知県教育委員会義務教育課 担当課長 | | |
| | 小野 智之 | 愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐 | | |
| | 尾本 国博 | 愛知県教育委員会義務教育課 課長補佐 | | |
| | 林 智子 | 愛知県教育委員会義務教育課 主査 | | |
| | 鈴木 清子 | 愛知県教育委員会義務教育課 主査 | | |
| | 服部 みさ | 愛知県教育委員会義務教育課 指導主事 | | |
| | 山田知恵子 | 愛知県教育委員会特別支援教育課 主査 | | |
| | 長谷川智子 | 愛知県総合教育センター基本研修室 主査 | | |

| 年度 | 経 | 過 |
|----------------|---|----------------------------------|
| 昭47 48 | ・協議会の設置 ・「幼児教育の指針」の作成 | |
| 49 | ・協議題 4・5歳児の教育(保育)内容を中心に | (答申) |
| 50 51 | ・協議題 幼児教育と小学校教育のあり方とその連携 | (中間報告) (答申) |
| 52 | ・協議題 今後における幼稚園と保育所の関係について | (報告) |
| 53 54 | ・協議題 幼・保の教育(保育)と家庭教育との連携 ・協議題 幼稚園・保育所と家庭との連携 | (中間報告) (報告) |
| 55 56 | ・協議題 幼児教育の充実をめざす指導の在り方 | (中間報告) (報告) |
| 57 58 | ・協議題 幼児教育に関する今日的課題 | (中間報告) (報告) |
| 59 | ・協議題 幼児の生活実態とその問題点 | (報告) |
| 60 | ・協議題 幼稚園・保育所における望ましいしつけの在り方 | (報告) |
| 61 | ・協議題 家庭の教育力回復のために幼児教育機関の果たす役割 | (報告) |
| 62 | ・協議題 幼児教育のための保育者の資質向上の在り方 ・現職教育資料「保育者としてこれだけは」 | (報告) (発刊) |
| 63 平元 | ・協議題 人とのかかわりをもつ力の育成 " " ・現職教育資料「人とのかかわりをもつ力の育成」 | (中間報告) (報告) (発刊) |
| 2 3 | ・協議題 自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いについて " " ・現職教育資料「自然との触れ合いや身近な環境とのかかわり合いを持つ力を育てる」 | (中間報告) (報告) (発刊) |
| 4 5 6 | ・協議題 基本的な生活行動を主体的に身に付けるために " " " " ・現職教育資料「基本的な生活行動を主体的に身に付けるために」 | (実態調査) (中間報告) (報告) (発刊) |
| 7 8 9 | ・協議題 一人一人の幼児の特性や発達の課題に応じた教育・保育の在り方 " " " " ・現職教育資料「わたしたちの園にふさわしい教育課程・保育計画」 | (実態調査) (中間報告) (報告) (発刊) |
| 10 11 12 | ・協議題 心豊かな幼児の育成をめざして " " " " ・現職教育資料「保育のポイント Q&A50」 | (実態調査) (中間報告) (報告) (発刊) |
| 13 14 | ・協議題 幼児の心を豊かにする幼稚園・保育所と家庭との連携のあり方 | (実態調査) (報告) |
| 15 16 | ・協議題 子どもたちのすこやかな育ちを支える幼稚園・保育所と小学校の連携の在り方 | (実態調査) (報告) |
| 17 18 | ・協議題 幼児期における心の教育 —「命」を感じる教育を考える— | (実態調査) (報告) |
| 19 20 | ・協議題 協同的な活動を通して、幼児期の「遊び・学び・育ち」を考える | (実態調査) (報告) |
| 21 22 | ・協議題 子どもや社会の変化に対応した教育課程・保育課程 —伝え合う力や規範意識の芽生えを培う体験を重視して— | (実態調査) (報告) |
| 23 | ・協議題 愛知県のこれからの幼児教育の在り方を考える —幼児教育の指針の策定に向けて— | (報告) |
| 24 25 | ・協議題 小学校教育を見通した幼児期の教育を考える —接続期における教育課程・保育課程の編成に向けて— | (中間報告) (報告) |
| 26 27 | ・協議題 幼児教育の充実に向けた保育者の資質と専門性の向上について | (中間報告) (報告) |
| 28 29 | ・協議題 生涯にわたる学びを支える幼児教育の在り方 —幼児期における「学びに向かう力」の育成を通して— | (中間報告) (報告) |
| 30 | ・協議題 幼児期の育ちを支える幼稚園・保育所・認定こども園と家庭との連携の在り方について —「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりにして— | (報告) |
| 令元 | ・協議題 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」につながる学びの芽を捉える —「自然との関わり・生命尊重」の姿に視点を当てて— | (報告) |
| 2 3 | ・協議題 幼児期の教育における一体的に育まれる資質・能力とは —子供の具体的な遊びや生活の姿から考える— | (中間報告) (報告) |
| 4 5 | ・協議題 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして ～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～ | |

資料 5

令和4・5年度愛知県幼児教育研究協議会協議題 幼児教育における「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざして ～幼児期に育みたい資質・能力の理解に向けて～

(設定理由)

現状

- ・県においては令和2・3年度で「幼児期に育みたい資質・能力」について、小学校以降の育ちも見通しながら一体的に捉えることの大切さを示してきた。
- ・「幼児期に育みたい資質・能力」を明確にする過程で、本協議会に関わる保護者や小学校関係者などに、幼稚園や保育所等での生活や遊びの意義が再認識された。そして、その意義や価値をもっと保護者に発信していくことの必要性を指摘された。

国の提言・社会の要請

- ・国における『幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会』において、「幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難い」ことや、「発達の連続性の重要性に関する理解が必ずしも十分ではない」ことが現状として示された。そして幼児期の教育で育みたい資質・能力を幼児教育施設、家庭、地域（社会）と共有し、その価値を認識し合うことや、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を、子供に関わる大人が立場の違いを越えて再確認すべきことを求めている。

検討すべき課題

- 「幼児期に育みたい資質・能力」をはじめ、幼児教育施設における教育の意義や価値について保護者や小学校を含む地域に理解され、認識し合うためには、どのようなことが必要か。
- 子供一人一人のよさや可能性を伸ばす上で、各園が「社会に開かれたカリキュラム」の実現のために、日々の保育・教育をどのように見直し、改善を図るとよいのか。

認識共有のための取組

保育者の資質向上
(幼児理解に基づく評価の実施)

「社会に開かれたカリキュラム」の実現をめざす

カリキュラムの検討

子供の成長を切れ目なく支える観点から、幼保小の円滑な接続をより一層すすめる

研究計画

【一年次】

- ・幼児教育に携わる職員が「今子供に何が育ちつつあるのか」と捉えたことを、家庭や小学校を含む地域と共有するために行うことは何かを検討。
- ・幼児期の教育への認識が広がり深まるような具体的な方策や工夫を検討。
- ・幼児理解に基づく評価を通して保育の改善・充実とカリキュラムの見直しにも視点をあてて考える。
⇒成果物として幼児教育施設が参考とすることのできる手引き（リーフレット）作成

【二年次】

- ・園が参考として活用できる取組を事例として紹介
- ・複数の実践事例を通して、計画したことの効果や改善点等を検討
⇒ 園が参考とできる実践事例集を作成

○平成29年3月告示の幼稚園教育要領・小学校学習指導要領における改訂の理念として、「社会に開かれた教育課程の実現」が示された。

【平成29年3月告示の幼稚園教育要領前文より】

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの幼稚園において、幼児期にふさわしい生活をどのように展開し、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。*****
*****幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すために必要な環境を整え、一人一人の資質・能力を育てていくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。

【令和4年度都道府県協議会説明資料から】

家庭や地域との連携の在り方について
—社会に開かれた教育課程—

共通

「社会に開かれた教育課程」の3つのポイント

- ① よりよい園・学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を園・学校と社会とが共有します。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、それを園・学校教育で育成します。
- ③ 地域と連携・協働しながら目指すべき園・学校教育を実現します。

○幼稚園教育要領

第1章 総則

第7 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動など

第3章 教育課程に係る教育時間終了後等に行う教育活動などの留意事項

2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協働に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領

第4章 子育ての支援

○保育所保育指針

第4章 子育て支援

○小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

1 各学校の教育目標と教育課程の編成（第1章第2の1）

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。その際、第5章総合的な学習の時間の第2の1に基づき定められる目標との関連を図るものとする。

○幼児教育における評価とは

＜幼稚園教育要領解説＞

第1章 総説

第4節 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価

4 幼児理解に基づいた評価の実施

(1) 評価の実施

指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人の良さや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

(2) 評価の妥当性や信頼性の確保

評価の妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。

＜幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第一章第2節2（4）＞

＜保育所保育指針解説 第一章3（4）＞

※幼稚園教育要領解説123ページ

幼児理解に基づき、遊びや生活の中で幼児の姿がどのように変容しているかを捉えながら、そのような姿が生み出されてきた様々な状況について適切かどうかを検討して、指導をよりよいものに改善するための手掛かりを求めることが評価である

○家庭や地域社会との連携について

＜幼稚園教育要領解説＞

第1章 総説

第6節 幼稚園運営上の留意事項

2 家庭や地域社会との連携

幼児の生活は、家庭、地域社会、そして、幼稚園と連続的に営まれている。幼児の家庭や地域社会での生活経験が幼稚園において教師や他の幼児と生活する中で、更に豊かなものとなり、幼稚園生活で培われたものが、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で幼児の望ましい発達が図られていく。

したがって、指導計画を作成し、指導を行う際には、家庭や地域社会を含め、幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の興味や関心の方向や必要な経験などを捉え、適切な環境を構成して、その生活が充実したものとなるようにすることが重要である。このためには、家庭との連携を十分にとって、一人一人の幼児の生活についての理解を深め、幼稚園での生活の様子などを家庭に伝えるなどして、幼稚園と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すための生活を実現していく必要がある。

＜幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第一章第2節2（3）⑩＞

＜保育所保育指針解説 第二章4（3）＞

○教育課程の改善について

<幼稚園教育要領解説>

第1章 総説

第6節 幼稚園運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に関連しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

<幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説 第一章第2節2（2）⑤>

<保育所保育指針解説 第一章3（5）>

3. 課題

（1）幼児教育の質に関する社会や小学校等との認識の共有

○ 幼児教育の質を支えるものとして、幼児教育施設（家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、先生方に支えられながら、幼児期なりの世界の豊かさに出会う場）、家庭（愛情としつけを通して幼児の成長の基礎となる心の基盤を形成する場）、地域（地域の様々な人々との交流や地域の資源（地域の自然、図書館や科学館・美術館などの社会文化的資源を含む）を通して豊かな体験が得られる場）があり、連携協力により各機能が向上する。

○ 一方で、幼児教育の質に関する認識が社会的に共有されているとは言い難く、いわゆる早期教育や小学校教育の前倒しと誤解されることがある。また、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を踏まえた教育がその後の教育の基礎を培っていることや、発達の連続性の重要性に関する理解が必ずしも十分ではないのが現状。これは、よりよい教育を通じてよりよい社会を創るという理念を社会と共有して実現を図る「社会に開かれたカリキュラム¹」の観点からも、大きな課題である。

○ 幼児期では、遊びを中心として、頭も心も体も動かして、主体的に、様々な対象と直接関わりながら、総合的に学んでいく。遊びを通して思考を巡らし、想像力を発揮し、自分の体を使って、友達と共有したり、協力したりして、様々なことを学んでいく。改めて、遊びを通じて学ぶという幼児期の特性を再確認すべきである。

このような幼児期の特性は、普遍的に重視すべき視点であり、社会の変化に伴い、今まで以上に重要になってきている。また、子供を主体とした学習環境のデザインが今まで以上に重視される小学校以降の教育現場に大きな示唆を与えるもの。こうした視点での情報発信をすることが大切であり、小学校側の意識の向上に向けた情報発信も必要である。

○ 地域や家庭の環境に関わらず、全ての子供に格差なく学びや生活の基盤を保障していくためには、学校種や施設類型の違いを越えて連携・協働し、地域や家庭とも認識を共有しつつ、社会全体で質の高い教育の実現に取り組んでいく必要がある。令和3年5月に文部科学大臣が公表した「幼児教育スタートプラン」は、こうした問題意識に基づくものと言える。

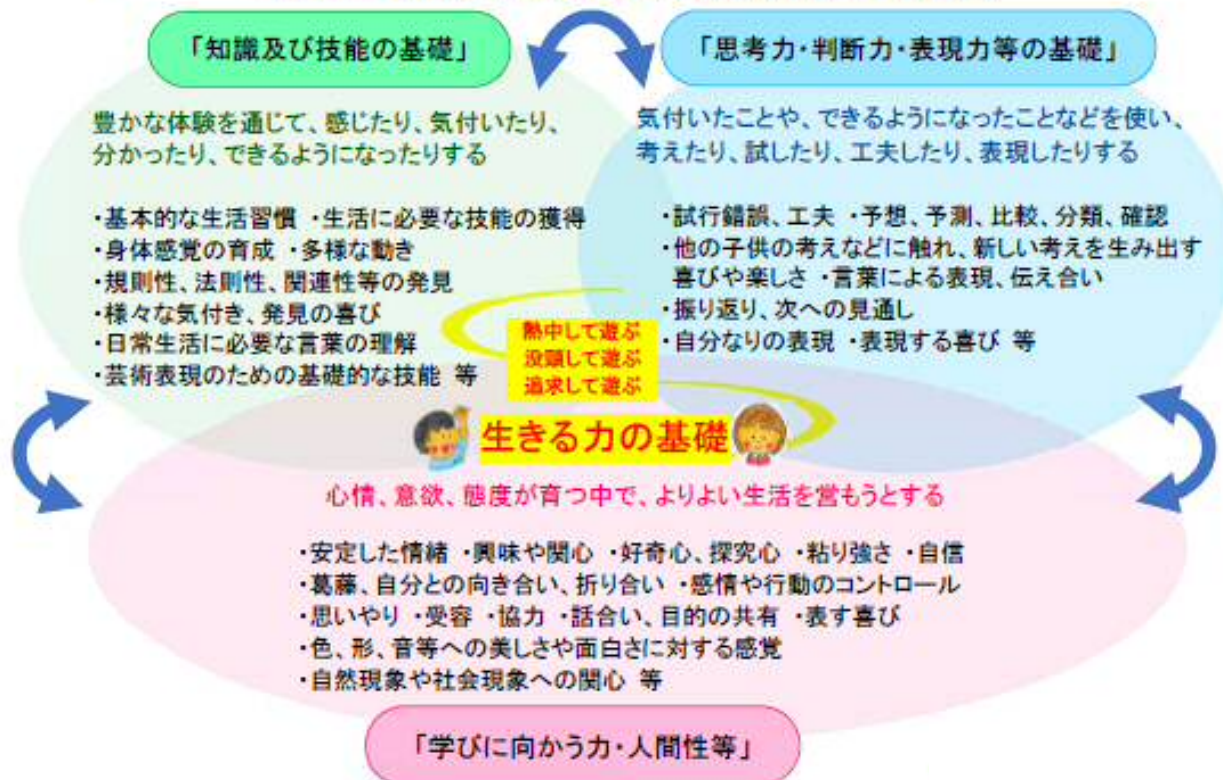
○ これらを踏まえ、見えにくいと言われる幼児教育の質の意義や価値が、どの程度理解されているか、遊びを通じた学びがなぜ重要なのか、各園の先生方がどのような環境の構成や関わり方の工夫を行っているかなどについて、小学校や家庭・地域に伝え、認識を共有し、意識を高めていくことが重要である。

○ また、「社会に開かれたカリキュラム」を実現するため、どのような課題の解決が必要か。各園・小学校の強みを生かしながら、どのように解決していけばよいか、幼児教育と小学校教育の接続期の教育がどうあるべきかを考え、各園・小学校がそれぞれ情報発信していくことが必要である。

¹ 小学校や幼稚園では「社会に開かれた教育課程」の語を使用するが、保育所や認定こども園も含めて、ここでは「社会に開かれたカリキュラム」とする。

幼児期において育みたい資質・能力

(文部科学省「平成28年3月教育課程部会・幼児教育部会資料」を参考にして作成)



幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿) ⇒どのような場や状況の中で育まれるのか

| 項目 | 姿 |
|----------------------|---|
| 健康な心と体 | 園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。 |
| 自立心 | 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。 |
| 協同性 | 友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。 |
| 道徳性・規範意識の芽生え | 友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。 |
| 社会生活との関わり | 家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。 |
| 思考力の芽生え | 身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。 |
| 自然との関わり・生命尊重 | 自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。 |
| 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 | 遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。 |
| 言葉による伝え合い | 保育者や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。 |
| 豊かな感性と表現 | 心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。 |

方向目標

※ この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、到達目標ではない。各項目全ての語尾が「ようになる」と示されているのは、幼児教育ならではの「過程の体験を重視する方向目標」だからである。園修了時(小学校就学時)の「幼児期に育みたい資質・能力」が育まれている具体的な姿であり、保育者が指導を行う際に考慮するものである。

令和3年度発行
愛知県幼児教育
研究協議会資料から

専門部会委員名簿

(敬称略)

| 選任区分 | 氏名 | 職名 |
|-----------------------------|-------------|-------------------------|
| 学識経験者 ・ 一般有識者 | 鈴木 照美 | 相山女学園大学講師 |
| | 栗木 節子 | 修文大学短期大学部准教授 |
| 幼稚園・ 保育所等 及び 学校関係者 | 池田紀代美 | 名古屋市立第一幼稚園長 |
| | 福庭 千晶 | 知多市立梅が丘幼稚園長 |
| | 神谷 幾子 | 高浜市立高浜南部幼稚園長 |
| | 大谷喜久子 | 愛知県私立幼稚園連盟常任理事(みちる幼稚園長) |
| | 野村真美子 | 常滑市立三和西保育園長 |
| | 河野 妙 | 豊田市立ひかりこども園長 |
| | 阿部 良子 | レイモンド庄中保育園長 |
| | 伊藤 勝治 | 江南市立古知野西小学校長 |
| 上田富喜子 | 西尾市立花ノ木小学校長 | |
| 県関係者 | 山本 宗雄 | 愛知県教育委員会生涯学習課主席社会教育主事 |

令和4年度 愛知県幼児教育研究協議会開催計画

| 年 | 月 | 日 | 曜 | 予定時間 予定場所 | 幼児教育研究協議会 (案) | 幼児教育研究協議会 専門部会(案) |
|---|----|----|---|---------------------------------|---|--|
| 4 | 5 | 30 | 月 | 14:00～16:00 自治センター 602会議室 | 〈第1回研究協議会〉 ・令和4年度協議題について ・研究の方向性について ・専門部会の設置 ・今年度の計画 | |
| 4 | 7 | 14 | 木 | 14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室 | | 〈第1回専門部会〉 ・第1回研究協議会の報告 ・令和4年度協議題の確認 ・研究内容について ・報告書の構想検討 ・第2回部会の予定確認 |
| 4 | 9 | 8 | 木 | 14:00～16:00 自治センター 602会議室 | | 〈第2回専門部会〉 ・報告書の構想案 (内容) 検討 ・第3回部会の予定確認 |
| 4 | 11 | 17 | 木 | 14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室 | | 〈第3回専門部会〉 ・報告書の構想案 (内容)の最終検討 ・報告書案のまとめ ・次年度の方向性の確認 |
| 5 | 1 | 13 | 金 | 14:00～16:00 三の丸庁舎 B203会議室 | 〈第2回研究協議会〉 ・専門部会からの報告 ・令和5年度の計画について (方向性の確認) | |